喜多方市制限付一般競争入札実施要綱

(平成20年1月4日改正)

(平成20年4月1日改正)

(平成21年4月1日改正)

(平成22年1月4日改正)

(平成23年3月17日改正)

(平成27年4月1日改正)

(平成28年8月29日改正)

(平成28年10月5日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市が発注する建設工事、測量・設計コンサルタント業務、財産の買入れ、物品の借入れ、役務の提供その他の請負契約(以下「建設工事等」という。)に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5及び第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札(以下「制限付一般競争入札」という。)の実施に関し、施行令及び喜多方市財務規則(平成18年喜多方市規則第47号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

- 第2条 制限付一般競争入札により入札を行う建設工事等は、次に掲げる区分に応じて、それぞ れ当該各号に定める額を超えるものとする。
 - (1) 建設工事 130万円
 - (2) 測量・設計コンサルタント業務、役務の提供 50万円
 - (3) 財産の買入れ 80万円
 - (4) 物件の借入れ 40万円
 - (5) 前各号に定める以外の請負契約 50万円
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 特殊な技術を必要とする建設工事等
 - (2) 災害等の緊急を要する建設工事等
 - (3) 多様な入札方式を考慮しなければならない建設工事等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めた建設工事等 (入札の公告)
- 第3条 市長は、制限付一般競争入札に付そうとするときは規則第112条に定める事項を公告するものとする。
- 2 前項の公告の内容は、本庁、各総合支所、契約担当課、設計担当課内で掲示するとともに喜 多方市ホームページに掲載するものとする。

(入札参加資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 喜多方市工事等請負有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市内業者又は準市内業者であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) 建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていることとし、測量・設計コンサルタント業務、財産の買入れ、物品の借入れ、役務の提供その他の請負契約については、当該業務の業務種別により業務を履行するための許可等が必要と認められるものについては、当該許可等を受けていること。
- (5) 建設工事については建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を、測量・設計コンサルタント業務については主任技術者、管理技術者及び照査技術者をそれぞれ適正に配置できること。
- (6) 喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める措置期間中でないこと。または、 措置期間を経過していること。
- (7) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更正手続又は民事再生法 (平成 11 年法律 第 225 号) に基づく再生手続中の者でないこと。
- (8) 別表の入札参加の設定基準に掲げる有資格者名簿の格付等級及び入札参加可能範囲に係る入札参加資格を満たす者であること。
- 2 入札参加資格については、前項に定めるもののほか、次に掲げるものの中から必要に応じて 定めることができるものとする。
 - (1) 配置技術者の要件
 - (2) 同種又は類似建設工事等履行実績
 - (3) 同規模建設工事等履行実績
 - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める事項
- 3 次に掲げる場合には、喜多方市競争入札審査委員会規程(平成18年喜多方市訓令第16号) に規定する喜多方市競争入札審査委員会(以下「委員会」という。)の審議を経なければならない。
 - (1) 建設工事等の特殊性等から、入札方式を変更する場合
 - (2) 第1項に規定する入札参加資格要件を変更する場合
 - (3) 前項に規定する入札参加資格を付し、又は付した入札参加資格を変更する場合 (設計図書等の閲覧)
- 第5条 建設工事等に係る図面、仕様書及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)は、第3 条の規定による公告の日から当該公告において指定する日までの間、設計担当課または喜多方市 ホームページにおいて閲覧に供するものとする。
- 2 設計図書等について質問がある場合は、建設工事等ごとに公告で定める質問締切期限までに、 質問書(様式第1号)により質問することができる。
- 3 市長は前項の質問があった場合には、質疑応答書(様式第2号)により速やかに回答するとともに、設計担当課または喜多方市ホームページにおいて閲覧に供するものとする。 (入札保証金の免除)

第6条 制限付一般競争入札に参加する入札者の入札保証金については、規則第115条の規定により免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後に、契約しない場合には見積りに係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の<u>8</u>に相当する額を納めるものとする。 (入札参加資格の申請)

- 第7条 制限付一般競争入札に参加を希望する者は、公告において指定する日までに、制限付一般競争入札参加申請書(様式第3号の1又は2。以下「入札参加申請書」という。)を契約担当課に提出しなければならない。
- 2 その他市長が必要と認める場合には、その都度関係書類を添付しなければならない。
- 3 入札参加申請書を提出した者で、入札を辞退しようとする者は、開札日の前日までに入札辞 退届(様式第4号の1又は2)を契約担当課へ提出し、入札を辞退することができる。 (入札の方法)
- 第8条 入札の方法は、来庁による入札とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは郵便に よる入札とすることができる。なお、その方法については公告で示すものとする。
- 2 郵便による入札の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で、かつ配達日指定郵便 によるものとし、入札公告に記載された期日に指定された郵送先に到達しなければならないも のとする。
- 3 建設工事の入札及び郵便による入札においては、入札書及び入札書に記載される入札金額に 対応した価格内訳書(様式第5号)、その他の入札公告で指定された書類を封筒に入れ、封かん しなければならないものとする。
- 4 提出した入札書等の書換え又は引替えをすることができない。 (入札の執行等)
- 第9条 入札は公開するものとし、入札回数は2回を限度とする。ただし、建設工事における郵 便入札については1回とする。
- 2 入札執行者は、郵便による入札の場合は開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせ るものとする。
- 3 入札は自動落札方式とする。ただし、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要がある」と認められる場合には最低制限価格制度を採用するものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格又は無効とする。
 - (1) 入札金額が最低制限価格を下回る入札
 - (2) 入札公告において定める入札に違反した入札 (落札候補者)
- 第10条 入札執行者は、開札後、最低価格で入札した者から第3順位者までの入札参加者(以下「落札候補者」という。)の入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。
- 2 前項の場合において、最低価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより落札候補者 の順位を決定するものとする。
- 3 最低価格から第2順位者又は第3順位者の入札参加者が複数あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、前項の規定に準じて順位を決定するものとする。
- 4 前2項の規定によりくじにより順位を決定する場合は、来庁による入札の場合は該当する入札

参加者がくじを引き、郵便による入札の場合は当該入札事務に関係のない職員がくじを引くこととする。

5 入札執行者は、落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、落札者を決定する旨を宣言しなければならない。

(入札参加資格の確認)

- 第11条 市長は、開札終了後速やかに、第1順位の落札候補者に対して入札資格確認に必要な関係書類を提出させ、入札参加資格の確認を行うものとする。
- 2 資格確認の結果、第1順位の落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、 次順位者から順次資格確認を行うものとする。
- 3 入札資格確認該当者が当該入札参加資格要件を満たしていない場合には、資格確認不適格通 知書(様式第8号)により当該入札資格確認該当者に通知する。
- 4 資格確認の結果、落札者が決定したときは他の次順位者に対しての資格確認は行わないものとする。

(落札者の決定)

- 第 12 条 落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは速やかに当該落札候補者を 落札者として決定するものとする。
- 2 市長は、落札者を決定したときは、落札決定通知書(様式第9号)により当該落札者へ通知 し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

- 第13条 第11条第3項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して2日以内(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に、市長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、様式第10号により回答するものとする。 (入札結果等の公表)
- 第 14 条 契約担当課長は、建設工事等の入札結果を、落札決定後速やかに、次に掲げる方法により公表するものとする。
 - (1) 契約担当課での閲覧
 - (2) 喜多方市ホームページへの掲載

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前において、既に起工の決裁を得ている建設工事については、なお従前の例 による。
- 3 喜多方市制限付一般競争入札実施要綱(平成18年1月4日施行)は、廃止する。 「WH BII
- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 この要綱の施行前において、既に公告を行ったものについては、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成23年3月17日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年10月5日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の別表は、平成29年度以後の入札参加資格について適用し、平成28年度までの入札参加資格については、なお、従前の例による。

別表

1 格付等級(建設工事)

| 種類 | Aランク | Bランク | Cランク | Dランク |
|----------|---------|--------------------|--------------------|---------|
| 土木・建築・舗装 | 800 点以上 | 700 点以上 800 点未満 | 600 点以上 700 点未満 | 600 点未満 |
| 電気・管 | 800 点以上 | 700 点以上 800 点未満 | 700 点未満 | |
| 水道施設 | 700 点以上 | 600 点以上 700 点未満 | 600 点未満 | |

(1) 格付等級に使用する点数

格付けに使用する点数は、下記に掲げる客観点と市が独自に設定する主観点を合計した総合点とする。ただし、主観点は市内に本社のある企業のみを対象とする。

① 客観点

経営事項審査の「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」の総合 評定値(P点)とする。

② 主観点

下記事項の点数の合計点を主観点とする。

| 区分 | 評価項 | E E | 主観点 |
|--------|--------------|-----------|------------------|
| 1 常用雇用 | 審査基準日の3年前の日 | 《算出式》 | |
| した新卒者 | が属する年度の4月1日 | 新卒者の数(3人ま | |
| の有無 | 以降に、学校教育法に規 | で)×10 | |
| | 定する高等学校、大学、 | | |
| | 大学院、短期大学、高等 | | |
| | 専門学校及び専修学校又 | | |
| | は職業能力開発促進法に | | (A) 英女孝の粉がりしの |
| | 規定する公共職業能力開 | | 例) 新卒者の数が 2 人の場合 |
| | 発施設及び職業訓練人が | | |
| | 設置する認定高等職業訓 | | 2人×10=20点 |
| | 練校の課程(在職者訓練 | | |
| | を除く。)を卒業した者を | | |
| | 常用雇用(契約期間の定 | | |
| | めのない労働契約による | | |
| | 雇用。いわゆる正式採用) | | |
| | した場合。 | | |

| 2障がい者 | 審査基準日における障が | 障害者の雇用の促 | |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| の法定雇用 | ^ い者の雇用の有無 | 進等に関する法律 | |
| 義務の遵守 | | 第 43 条に規定する | |
| の有無 | | 障害者の法定雇用 | 10 点 |
| | | 義務がある場合は、 | |
| | | 当該義務を遵守し | |
| | | ていること。 | |
| | | 上記に該当しない | |
| | | 場合は、障害者を雇 | 10 点 |
| | | 用していること。 | |
| 3喜多方市 | 審査基準日における消防 | 現に消防団員とし | |
| 消防団活動 | 団員として活動している | て活動している従 | 40 = |
| への協力の | 従業員の雇用の有無及び | 業員を雇用してい | 10 点 |
| 有無 | 協力事業所認定の有無 | ること。 | |
| | | 喜多方市消防団協 | |
| | | 力事業所に認定さ | 10 点 |
| | | れていること。 | |
| 4 保護観察 | 審査基準日における保護 | 協力雇用主に登録 | r # |
| 対象者等の | 観察対象者の就労支援の | されていること。 | 5 点 |
| 就労支援の | 有無 | 直接雇用の従業員 | 00 占 |
| 有無 | | がいること | 20 点 |
| 5 女性活躍 | 審査基準日における女性 | 女性技術者の数(3 | □ 七州共作 学 の粉がり |
| 推進に向け | 技術者雇用の有無 (注) | 人まで)×10 | 例) 女性技術者の数が 2 人の場合 |
| た取り組み | | | |
| の有無 | | | 2人×10=20点 |
| 6 除雪、災 | 審査基準日の直前2年間 | 市発注による市管 | |
| 害対応業務 | における除雪、災害対応 | 理道路の除雪業務 | 25 点 |
| の有無 | 業務の契約実績の有無 | の実績がある。 | |
| | | 市発注による道路、 | |
| | | 河川、農地等の災害 | 25 点 |
| | | 対応業務の実績が | 20 点 |
| | | ある。 | |
| 7 高齢者除 | 審査基準日の直前の2年 | 高齢者除雪支援事 | |
| 雪支援事業 | 間の高齢者除雪支援事業 | 業への協力実績が | 10 点 |
| への協力の | への協力実績の有無 | あること。 | 10 |
| 有無 | | | |

| 8入札参加 | 審査基準日の直前の2年 | 1月未満 | -10 点 |
|-------|-------------|----------|-------|
| 資格制限の | 間の入札参加資格制限歴 | 1月以上2月未満 | -20 点 |
| 有無 | (いずれも1件ごと) | 2月以上3月未満 | -30 点 |
| | | 3月以上6月未満 | -40 点 |
| | | 6月以上 | -50 点 |

※注:技術者とは、主任技術者になれる資格を有する者をいう。

2 参加可能範囲(建設工事)

(1) 土木工事

| 設計 金額 格付 | 5000 万円以上 | 3000 万以上 5000 万未満 | 1000 万円以上 3000 万円未満 | 500 万円以上 1000 万円未満 | 130 万円超 500 万円未満 |
|----------------|-----------|----------------------|------------------------|-----------------------|---------------------|
| A | 0 | 0 | 0 | | |
| В | | 0 | 0 | 0 | |
| С | | | 0 | 0 | 0 |
| D | | | | 0 | 0 |

(2)建築工事

| 設計 金額 格付 | 5000 万円以上 | 3000 万以上 5000 万未満 | 1000 万円以上 3000 万円未満 | 500 万円以上 1000 万円未満 | 130 万円超 500 万円未満 |
|----------------|-----------|----------------------|------------------------|-----------------------|---------------------|
| A | 0 | 0 | 0 | | |
| В | | 0 | 0 | 0 | |
| С | | | 0 | 0 | 0 |
| D | | | | 0 | 0 |

(3)舗装工事

| 設計 金額 格付 | 2000 万円以上 | 1000 万円以上 2000 万円未満 | 500 万円以上 1000 万円未満 | 130 万円超 500 万円未満 |
|----------------|-----------|------------------------|-----------------------|---------------------|
| А | 0 | 0 | | |
| В | | 0 | 0 | |
| С | | | 0 | 0 |
| D | | | | 0 |

(4) 電気工事

| 設計 金額 格付 | 130 万円超 |
|----------------|---------|
| A | 0 |
| В | 0 |
| С | 0 |

(5) 管工事

| 設計 金額 格付 | 130 万円超 |
|----------------|---------|
| A | 0 |
| В | 0 |
| С | 0 |

(6) 水道施設工事

| 設計 金額 格付 | 4000 万円以上 | 2000 万円以上 4000 万円未満 | 130 万円超 2000 万円未満 |
|----------------|-----------|------------------------|----------------------|
| A | 0 | 0 | 0 |
| В | | 0 | 0 |
| С | | | 0 |

※ 上記以外の工種における工事の格付及び参加可能範囲、測量・設計コンサルタント 業務、物品の買入れ、借入れ、財産の売払い、物件の貸付け、役務の提供及びその他 すべての請負契約の地域要件等については、発注ごとに定めることとする。